



# テロ準備罪法 成立

## 対象277 組織犯罪を処罰

共謀罪の構成要件を厳格化した「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法は15日朝の参院本会議で、与党などの賛成多数で可決、成立した。採決は投票総数235、賛成165、反対70だった。テロ等準備罪の対象犯罪は277で、適用対象をテロ組織や暴力団、詐欺グループなどの組織的犯罪集団に限定した。構成員が2人以上で犯罪を計画し、少なくとも1人が準備行為をすれば、計画に合意した構成員が処罰される。政府は過去3度、「共謀罪」の法案を

提出したが、「話し合っただけで処罰される」などの批判を浴び廃案となっていた。3年後に東京五輪・パラリンピックを控え、政府はテロ対策などのために法改正が必要だとして対象犯罪数を減らし、実行するための準備行為があった場合に限って適用する内容に改めた。改正組織犯罪処罰法の成立で、187カ国・地域が締結している国際組織犯罪防止条約(TOC条約)の批准手続きが進む見通しだ。条約では締結に際し、各国にテロ等準備罪などの「合意罪」や

「参加罪」を求めている。安倍晋三首相は「条約は、わが国がテロを含む組織犯罪の抜け穴となることを防ぐために極めて重要だ」と訴えていた。民進党や共産党などの野党は「一般人が捜査対象になる」「1億総監視社会になる」などと批判し、廃案を求めている。自由、社民を含めた野党4党は14日に衆院に安倍晋三内閣への不信任決議案を提出するなど徹底抗戦したが、内閣不信任決議案は15日未明の衆院本会議で与党などの反対多数で否決された。



参院本会議で「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法が可決、成立し、一礼する金田勝年法相—15日朝(福島範和撮影)